

平成19年12月定例会

ウイング・ラポート文化センター 指定管理者を決定!!

12月定例会は、12月5日から12月19日までの15日間の会期で開かれた。
宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正などの議案21件、諮問4件、意見書案2件、請願・陳情2件を審議したほか、一般会計をはじめとする18年度決算10件を認定した。
一般質問は10日と11日の2日間行われ、10人の議員が、市政全般にわたって見解をただした。

条 例

●宇城市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定

合併後、旧松橋町議会の議員報酬額を適用していたが、合併協議会の協議決定に基づき特別職報酬等審議会に諮問した結果、その答申により、今後3年にわたり、段階的に隣接の宇土市並みに合わせるもの。

●宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について



着々と工事が進む市営住宅のキャッスル豊原

豊野町の借上型市営住宅建設に伴い、内容の一部を変更するもの。

●宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これまで旧町間で不均一であった使用料金を、一本化するもの。

補 正 予 算

●一般会計補正予算(第4号)
歳入歳出予算の総額に60億7千8百円を追加し、総額を264億8578万5千円とした。
補正の主な内容は、高利

率の市債の繰上償還が可能となったために、公債費124億1千7百円を補正するものなどである。

●国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額から2億619万4千円を減額し、総額を82億8675万6千円とした。

●老人保健特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額に2億700万7千円を追加し、総額を80億359万1千円とした。

●介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額から2億60万7千円を減額し、総額を49億3962万1千円とした。

●簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額に63億0千8百円を追加し、総額を2億2770万4千円とした。

●農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額に4億6千3百円を追加し、総額を3億2043万2千円とした。

●公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額に8億7389万7千円を追加し、総額を27億2965万9千円とした。
主な内容は、高利率の市債の繰上償還のための補正など。

●水道事業会計補正予算(第2号)

収益的支出の額を12億106万6千円、資本的支出の額を13億8623万8千円とした。
高利率の企業債償還のための補正が主なものである。

●国民健康保険宇城市民病院事業会計補正予算(第1号)
資本的支出の額を7540万1千円とした。

指定管理者の指定

宇城市松橋総合体育文化センター(ウイングまつばせ)及び宇城市小川総合文化センター(ラポート)文化ホールについて、今回、新たに指定管理者を導入することを決定した。

指定の期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日まで、指定管理者となる団体は、株式会社オカムラと決定した。



指定管理者を導入することを決定したウイングまつばせ

人 事

平成20年3月31日をもって任期満了となる4人の委員について、新規に、または、再度委員として推薦するもの。

- ・人権擁護委員候補者の推薦について 宮川晴子氏
- ・人権擁護委員候補者の推薦について 山本弘昭氏
- ・人権擁護委員候補者の推薦について 安達和代氏
- ・人権擁護委員候補者の推薦について 三角淳子氏

請 願 等

●トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について

提出者

- トンネルじん肺根絶九州訴訟原告団 団 長 高濱継雄氏
- 全日本建設交連 一般労働組合九州支部 熊本分会
- 分会長 大野孝市氏

結果

採択

意 見 書

●悪徳商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する請願書
提出者 熊本県青年司法書士会 会 長 今井一洋氏
紹介議員 徳永 雄一議員
結果 採択

請願、陳情の採択に伴い、議員提出議案として、2件の意見書が提出され、全会一致で可決された。
可決した意見書は、関係省庁等へ送付された。



トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

じん肺は、最古にして現在もなお被災者を出している不治の職業病と言われ、未だに社会問題になっている。

こうした中、トンネルじん肺根絶訴訟の中で、5地裁において、「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示された。

これらの判決を受けて、関係省庁と訴訟原告・弁護団の間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする合意書が調印された。

この合意書に基づき、係争中の4高裁11地裁において全て和解が成立した。

トンネルじん肺は、ほとんどが公共工事によって発生した職業病であることから、政府においては、発注者及び施工者に対する適正な指導を行うとともに、次の抜本的な対策を講じるよう強く要求する。

- ① トンネルじん肺防止対策に関する合意書に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。
- ② トンネルじん肺補償基金制度を早急に創設すること。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

高齢者に対するクレジット悪質商法被害が多発し、自らの命を絶つケースが発生している。この要因としては、クレジットが構造的危険性を有しているにも関わらず、被害防止に向けた法改正を行ってこなかったこと等が挙げられる。

そこで、クレジット悪質商法被害の防止と被害回復、安心安全なクレジット社会を築くため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- ① クレジット事業者の既払金返還責任(無過失共同責任)
- ② クレジット事業者の不適正与信防止義務
- ③ 過剰与信防止義務
- ④ 契約書型クレジットに関する規制強化
- ⑤ 指定商品(権利・役務)制及び割賦要件の廃止